

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	28	年度
事業番号	904	事業名	新規就農者総合支援事業			
担当課	産業観光課	担当係	農業係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	5	活力ある産業づくり	連絡先	0858-76-0208	
	施策体系	1	農林水産業の振興	事業区分	□新規	
	主な事業	就農初期の負担軽減等のため給付金を給付			■継続	
予算区分	款	5	農林水産業務費	事業実施主体	■八頭町	
	項	1	農業費		□その他	
	目	3	農業振興費	計画期間	開始	平成24年度
	事業	904	新規就農者総合支援事業		終了	平成30年度

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 青年就農者(45歳未満が対象)					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 新規就農するにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから、自立した就農を行うための育成・確保を行う。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 新規就農者が農業で生計が成り立つ実現可能な計画(経営開始計画)の作成を行い、5年間を目途に新規就農者に対する給付金の給付を行う(年間150万円)。それにより、就農初期の負担軽減や青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。					
事業の手段	どのような方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 ①新規就農者への事業の趣旨、目的等及び計画の作成内容の説明(1回/人) ②新規就農者の計画作成に関する指導等(普及所と連携)(3~6回程度/人) ③計画の内容審査 ④給付金申請事務 ⑤営農実績確認及び給付金の支払い					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 就農後の営農継続(農業への定着)					
根拠法令等	4	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし			
	A	人	事業の対象者との面談等			
	B	回	審査会等の会議の開催			
	C					
	D					
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし			
	A	人	給付金の給付を受けることができた者			
	B	人	5年目の計画が達成でき、農業へ定着した者			
	C					
	D					

4 コスト

区分		単位	25年度	26年度	27年度		28年度		29年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	人	6	8	10	8	10	8	8
	B	回	3	3	3	3	3	3	3
	C								
	D								
成果指標	A	人	6	8	10	7	7	7	5
	B	人	0	0	1	1	3	2	1
	C								
	D								
トータルコスト		千円	11,320	21,820	17,400	5,400	9,900	9,150	9,150
担当職員数		人	0.29	0.29	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
職員人件費		千円	2,320	2,320	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
事業費		千円	9,000	19,500	15,000	3,000	7,500	6,750	6,750
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円	0		0				
	県支出金(交付金・補助金)	千円	9,000	19,500	15,000	3,000	7,500	6,750	6,750
	地方債(借入金)	千円	0		0				
	事業収入(使用料・参加費等)	千円	0		0				
一般財源(単町費)		千円	0	0	0	0	0	0	0

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 28 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)	
	青年就農給付金事業の対象者に対し、関係機関(八頭農業改良普及所等)と面談のうえ、就農状況の確認を行うとともに計画達成に向けて指導・助言を行った。	
	成果(具体的に)	
	農業従事者の高齢化と農業後継者の不足のなか、平成28年度中に新規就農者1人を確保することができ、農業の担い手の確保及び育成につながった。	

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	新規就農によって経営的に安定していない若年農業者に対する経営支援を行うものであり、農業への定着を図るためにも重要な取組である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	農業の担い手である新規就農者を地域ぐるみで育成・支援していくことは、農地を守っていくうえでも必要な取組である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	農業で生計を立て、自立した農業経営を行っていくためには一定の年数を要するため、就農初期段階において給付金等による経営支援を行うことは、経済的負担の軽減を図るために必要なものである。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	農業従事者が減少している状況の中で農業の担い手を確保することは、農地の耕作放棄地を防ぐため、また、地域農業を守るために欠かせないものである。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	計画期間の終了後も農業へ定着している者や事業を活用して新しく農業を始める者が増えており、基幹産業である農業を守ることに繋がっている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
1	1、拡充する	80点以上	86	農業の担い手を確保・育成する本事業については、農業従事者の減少と高齢化が進んでいる状況の中で、地域農業と農地を守るうえで欠かせないものである。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点	1	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	従事者の高齢化や経営の難しさ等により、農業の担い手不足が深刻化しているなか、新規就農の促進による農業経営の定着化対策は、地域産業の活性化、農地保全による国土・景観保全とともに、就業対策としても重要な取組であると考え。平成24年度に支給期間5年間として開始された本事業は、平成28年度には農業定着者が2名となっている。今後も引き続き、県と連携を取りながら新規就農者に対するフォローアップ等に取り組み、より多くの方の農業定着につなげるよう努められたい。また、果樹栽培においては、収益を上げられるようになるまでに相当の期間を要することから、栽培されなくなった優良な果樹園の廃園を防ぎ、次の担い手へ引き渡すまでの間の果樹園の維持管理に対して支援を行う制度を導入したところであり、今後も引き続き、就農促進、農業経営定着化のための総合的かつ効果的な事業推進に努められたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 新規就農者にとっては、農業技術の取得をはじめ、生産した農産物の販路確保などの課題から、なかなか農業所得が向上しないため、農業経営を安定させ自立した担い手となるよう、関係機関と連携して新規就農者をサポートする必要がある。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 廃園予定の果樹優良園を維持管理する経費を補助する事業を開始し、果樹園を新規就農者へ継承しやすい環境を整えているところだが、今後も農業ビジョンに基づいて、新規就農者等の所得向上を目指した取り組みを行いたい。